第141回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2024年６月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

開催場所

姫路市南駅前町100番地
ホテル日航姫路　３階 光琳の間

議　　案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部変更・継続の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件



2024年３月から運行を開始した電気バス

神姫バス株式会社
証券コード：9083

証券コード 9083
2024年６月５日

株 主 各 位

姫路市西駅前町１番地
神姫バス株式会社
取締役社長 長 尾 真

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに「第141回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.shinkibus.co.jp/info/stock_info.html

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「神姫バス」または「コード」に当社証券コード「9083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。）

当日ご出席される株主様におかれましては、後記（２頁に記載）の内容をご確認いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができます。その際には、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、後記（３頁および４頁に記載）のご案内に従って、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年６月26日（水曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1．日　　時　2024年６月27日（木曜日）午前10時（午前９時受付開始）
2．場　　所　姫路市南駅前町100番地　**ホテル日航姫路　３階 光琳の間**
3．目的事項
報告事項　1．第141期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第141期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部変更・継続の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

会社法改正により、電子提供措置事項について前頁のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第２項の規定に基づき、前頁のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。
①事業報告の「５．会社の体制および方針」
②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④計算書類の株主資本等変動計算書
⑤計算書類の個別注記表
従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

お土産の廃止について

当社は、株主総会にご来場くださる株主様へのお土産につきましては、ご来場が難しい株主様との公平性を勘案し、第137回定時株主総会よりお土産の配布を取りやめとさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

４頁に記載の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。（毎日午前２時30分～午前４時30分は、保守・点検のため休止）

行使期限

2024年６月26日（水曜日）
午後５時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年６月26日（水曜日）
午後５時到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年６月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

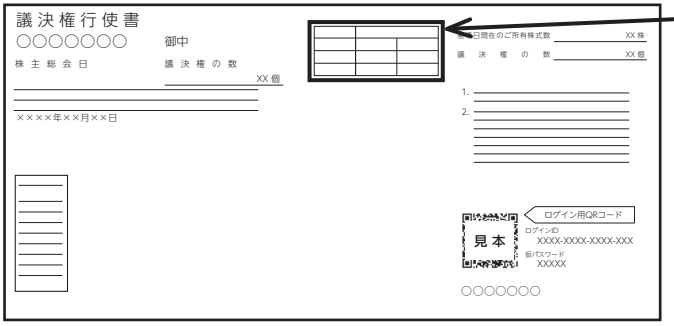

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第３、４号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

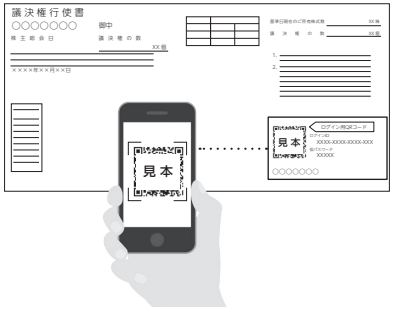

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

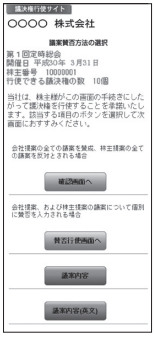

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

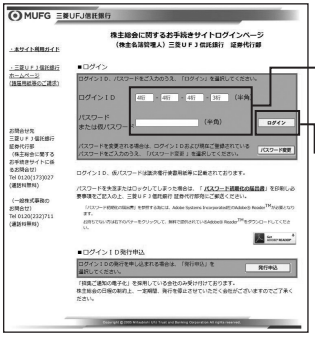

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 午前９時から午後９時)

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の５類移行や雇用・所得環境改善による個人消費の増加、インバウンド需要の回復により緩やかな回復基調となりました。しかしながら、資源価格高騰に伴う物価高や為替相場の変動、労働需給回復による人手不足など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは2022年度を始期とする中期経営計画に定める「利益水準の回復と事業構造改革」に基づき、旅客運送、旅行、飲食サービスなどコロナ禍から回復しつつあるサービス需要およびインバウンド需要の取り込み、神戸エリア・大阪エリアへのバス路線拡充、賃貸物件の取得など各事業において収益基盤強化に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比4,660百万円(10.4%)増の49,480百万円、営業利益は前期比782百万円(33.1%)増の3,145百万円、経常利益は前期比660百万円(25.2%)増の3,283百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比485百万円(27.5%)増の2,251百万円となりました。

自動車運送事業

乗合バス部門におきましては、三田～大阪・新大阪線を増便するなど重点戦略エリアである大阪・神戸エリアで利便性向上を図りました。ICカード利用者数はコロナ禍前の水準には戻っていないものの、前期と比較し6.0％の増加となり、新型コロナウイルス感染症の５類移行などの影響により輸送人員は緩やかに回復しております。また、12月に一般路線バスの運賃改定を実施しました。

高速バス部門におきましては、姫路～関西国際空港リムジンバスの運行を再開したことや、淡路島線において他社との共同運行を拡大するなど利便性向上に取り組み、三宮～淡路島・四国線、中国ハイウェイ線（大阪～岡山県津山市）を中心に収益は回復傾向となっております。

車両管理部門におきましては、スクールバスなどの運行管理業務を新たに請け負ったことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比1,353百万円(6.3%)増の22,773百万円、営業利益は前期比367百万円(58.4%)増の998百万円となりました。

車両物販・整備業

車両物販部門におきましては、自動車整備の需要拡大により補修部品の出荷が好調に推移したことに加え、大型設備機器の販売や自動車販売台数の増加により増収となりました。

整備部門におきましては、車検整備台数や車両架装案件の増加、送迎バスへの置き去り防止装置の設置義務化に伴う受注増などにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比689百万円(7.8%)増の9,508百万円、営業利益は前期比125百万円(21.5%)増の708百万円となりました。

不動産業

賃貸部門におきましては、新たに賃貸用事業用地を取得したことや、前期に建設したサービス付き高齢者向け住宅などが増収に寄与しました。

住宅部門におきましては、注文住宅、分譲住宅および分譲地の引渡件数が増加したことにより増収となりました。

建設部門におきましては、保育園やドラッグストアなどの建設工事を請け負ったことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比777百万円(14.8%)増の6,027百万円、営業利益は前期比182百万円(14.0%)増の1,487百万円となりました。

レジャーサービス業

サービスエリア部門におきましては、高速道路の交通量回復に伴い利用者が増加したため増収となりました。

飲食部門におきましては、外食消費が回復基調に入ったことに加え、10月に「炭火焼き豚丼 豚小家高槻店」を出店したことなどにより増収となりました。

ツタヤFC部門におきましては、新たにトレーディングカードの取り扱いや文具雑貨の売場拡大を実施しましたが、レンタル市場の逓減と書籍販売の減少により減収となりました。

以上の結果、売上高は前期比459百万円（11.4%）増の4,487百万円、営業利益は30百万円(前期は営業損失44百万円)となりました。

旅行貸切業

旅行部門におきましては、暖冬によりスキーツアーは集客に苦戦しましたが、インバウンド需要回復に伴い訪日外国人向け周遊ツアーの集客数が増加したことに加え、コロナ禍で差し控えられていた団体旅行需要が持ち直したことなどにより増収となりました。

貸切バス部門におきましては、会社団体からの受注回復に加え、貸切バスの公示運賃改正により受注単価が上昇したことなどにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比1,336百万円(29.4%)増の5,885百万円、営業利益は前期比89百万円(435.4%)増の110百万円となりました。

その他事業

経営受託部門におきましては、新たに三田市都市公園、三木市有料スポーツ施設などの指定管理を獲得したことや、書写山ロープウェイなど既存施設の利用者が増加したことなどにより増収となりました。

農業部門におきましては、バスの八百屋２店舗を新たに出店したことにより増収となりました。

介護部門におきましては、ショートステイを廃止したことにより減収となりました。

以上の結果、売上高は前期比677百万円(17.6%)増の4,530百万円となりましたが、経営受託部門において新規受託施設の初期運営費用や、農業部門においてバスの八百屋新規出店費用を計上したことなどにより、営業損失は170百万円(前期は営業損失134百万円)となりました。

（注）セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高または振替高控除前の金額であります。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,935百万円で、その主なものは次のとおりであります。

自動車運送事業

・車両（乗合バス39両）

不動産業

・賃貸用不動産（学生賃貸マンション「グランネクサス三田駅前」他）

⑶ 資金調達の状況

当社グループではＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、当社および当社子会社12社の資金調達および運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は1,904百万円で、前期末に比べ873百万円減少いたしました。

⑷ 重要な組織再編等の状況

当社子会社の株式会社ウイング神姫と粟賀神姫タクシー株式会社は、2023年10月１日を効力発生日として、株式会社ウイング神姫を存続会社とする吸収合併を行いました。また、当社子会社の神姫観光株式会社と株式会社神姫タクシー姫路は、2023年10月１日を効力発生日として、神姫観光株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

⑸ 財産および損益の状況の推移

区　　分	第138期 (2021年３月期)	第139期 (2022年３月期)	第140期 (2023年３月期)	第141期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
売上高 (百万円)	35,669	38,814	44,820	49,480
経常利益または経常損失（△） (百万円)	△1,314	1,079	2,622	3,283
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失（△） (百万円)	△2,167	2,137	1,766	2,251
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△） (円)	△359.94	354.90	293.30	373.72
総資産 (百万円)	57,142	58,944	60,627	63,070
純資産 (百万円)	41,071	42,999	44,907	47,392
１株当たり純資産額 (円)	6,816.37	7,137.87	7,458.61	7,865.57

（注）１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は期中平均発行済株式の総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

⑹ **対処すべき課題**

当社グループは、コロナ禍に策定した2022年度を始期とする中期経営計画において、「利益水準の回復と事業構造改革」を基本方針に掲げ、重点戦略および各施策に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症の５類移行による人流回復に加え、設備投資やコストを抑制したことにより、中期経営計画の目標数値（2024年度：売上高480億円、営業利益24億円）は達成したものの、当社グループを取り巻く事業環境は、不安定な国際情勢や円安による物価高騰、労働力不足など依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況において、2030年のあるべき姿を示した「グループ構想2030」に掲げる「まちづくり・地域づくり企業」へ進化すべく、中期経営計画の最終年度となる2024年度についても、引き続き様々な取り組みを実施してまいります。

１．当社のパーパスおよびグループ構想2030

＜パーパス＞

移動をベースに地域を活性化させるとともに、地域の人々の生活を支援し、地域と共に従業員・家族の幸せを向上する。

＜グループ構想2030（2030年のあるべき姿）＞

地域に不可欠、なくてはならない「まちづくり・地域づくり企業」へ進化する

～地域の移動を支え、暮らしを豊かにするとともに、地域の魅力を発掘・創出・発信し、地域価値を高める～

２．中期経営計画（2022年度～2024年度）

＜基本方針＞

『利益水準の回復と事業構造改革』

＜重点戦略＞

・神戸エリアでの路線拡充、観光周遊バスの充実をはじめとする事業拡大
・中山間地での地域に適した交通体系への転換と地域密着サービスの提供によるサステナブルな事業モデル確立
・不動産業の拡大
・ノンコア、かつ不採算事業はグループ内再編による効率化・収益力強化、または売却・撤退
・未来への成長投資の実行（人材・環境・デジタル分野）

3．優先的に対処すべき課題と具体的施策

＜自動車運送事業＞

輸送人員の回復ペースに一服感が見られる中、処遇改善による人件費の増や燃料費の高騰、コロナ禍に抑制していた車両の更新など設備投資の再開による減価償却費の増により、今後は厳しい見通しとなっております。業界全体で運転士不足が深刻化する中、路線再編による輸送の効率化を進めるとともに、重点戦略エリア（神戸、大阪、淡路島）や高速バスの収益路線における事業拡大を図ってまいります。中山間地エリアにおいては、オンデマンドバスやコミュニティバスなど輸送形態の見直しにより、持続可能な交通体系への転換を進めてまいります。

＜不動産業＞

住宅部門は、加古川展示場における魅力的なモデルハウス展示、専門人材の採用による営業力強化、M&Aの探索を通じて姫路から播磨エリア全域へ事業エリアを拡大し、さらに神戸エリアへ事業拡大を目指すとともに、建売住宅販売を強化して在庫回転率を向上させ、収益力を拡大してまいります。建設部門においても専門人材の積極採用、M&Aの探索を通じて業容拡大を行うとともに、強みのある木造建築においてさらに実績を積み重ね、収益力の拡大と同時に脱炭素化にも貢献してまいります。賃貸部門は、中長期的に優良な収益物件の取得に努めるとともに、自社用地の開発にも取り組んでまいります。

＜旅行貸切業＞

旅行部門は、訪日外国人向けの１dayツアーや人気の観光地を結ぶルートツアーを充実させ、拡大するインバウンド需要を確実に獲得してまいります。また、2024年４月より、快適な空間とアテンダントによるワンランク上のサービスを提供する専用バス「YUI PRIMA OLIVIA」で巡る瀬戸内周遊ツアーを開始し、瀬戸内地域の魅力を国内外の人々へ伝える新たな観光コンテンツとしての需要創出に取り組んでまいります。貸切部門は、処遇改善や人事制度の見直し等により運転士を確保し、稼働増を図ってまいります。

⑺ 重要な子会社の状況（2024年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
神姫フードサービス株式会社	50	100	飲食業および売店業
神姫産業株式会社	30	100	自動車部品販売
神姫商工株式会社	50	100	自動車修理、保険代理店業および自動車販売業
神姫トラストホープ株式会社	50	100	自家用自動車の運転・保守管理および経営受託
神姫観光株式会社	50	100	旅行業および一般貸切旅客自動車運送事業
神姫バス不動産株式会社	30	100	不動産業、建設業および清掃・警備

⑻ 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
輸送サービス事業	
自動車運送事業	一般乗合・一般乗用・特定旅客運送、郵便物・一般貨物運送、一般乗合受託、自家用自動車の運転・保守管理
自動車関連サービス事業	
車両物販・整備業	自動車販売、部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理
生活サービス事業	
不動産業	建設、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理、清掃・警備
レジャーサービス業	飲食、ツタヤFC
旅行貸切業	旅行、一般貸切旅客運送
その他事業	経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育

⑼ 主要な事業所（2024年３月31日現在）

①当社

本社	姫路市西駅前町
輸送サービス事業（自動車運送事業）	姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、神戸営業所（神戸市）、三田営業所（三田市）

②子会社

輸送サービス事業	神姫トラストホープ株式会社（姫路市）
自動車関連サービス事業	神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）
生活サービス事業	神姫フードサービス株式会社（姫路市）、神姫トラストホープ株式会社（姫路市）、神姫バス不動産株式会社（姫路市）、神姫観光株式会社（姫路市）

⑽ 従業員の状況（2024年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,395名	124名増

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,593名	39名増	49.8歳	11.5年

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

⑾ 主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,253百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	150百万円
兵庫県信用農業協同組合連合会	140百万円
株式会社みなと銀行	130百万円

2．会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　22,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　6,172,000株

⑶ **株主数**　3,361名（前事業年度末比104名増）

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
阪神電気鉄道株式会社	590	9.8
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口）	440	7.3
神姫バス従業員持株会	142	2.3
三菱ふそうトラック・バス株式会社	95	1.5
株式会社三井住友銀行	71	1.1
兵庫県信用農業協同組合連合会	60	1.0
播州信用金庫	60	0.9
姫路信用金庫	60	0.9
グローリー株式会社	60	0.9
横浜ゴム株式会社	60	0.9

（注）１．持株比率は自己株式（146,728株）を控除して算出しております。
２．株式会社日本カストディ銀行の持株数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

⑸ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況**

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続可能な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く。）	4,809株	６名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、後記（16頁に記載）「⑸取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2024年３月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
長尾　真	代表取締役社長	山陽電気鉄道株式会社　取締役 公益社団法人兵庫県バス協会　会長
丸山明則	代表取締役 専務取締役 総括、地域事業本部・東京オフィス担当、地域事業本部長	
横山忠昭	常務取締役 バス事業部・次世代モビリティ推進室担当	
梅谷榮一	常務取締役 経営企画部担当	
上門一裕	取締役	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長
藤岡資正	取締役	明治大学専門職大学院教務主任
殿村美樹	取締役	株式会社TMオフィス　代表取締役
三谷康生	取締役	ワイエムエー株式会社　代表取締役社長
久須勇介	取締役	阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社　代表取締役副社長
井村在宏	取締役 総務部・人事部担当、総務部長・人事部長	しんきエンジェルハート株式会社　代表取締役社長
三木公仁	取締役 事業戦略部担当、事業戦略部長	Shinki International Co.,Ltd.　代表取締役社長
小林健一	常勤監査役	
澤田　恒	監査役	澤田・中上・森法律事務所主宰　弁護士
岩﨑和文	監査役	岩﨑公認会計士税理士事務所　所長
中尾一彦	監査役	山陽電気鉄道株式会社　監査役

（注）１．取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏および久須勇介氏は、社外取締役であります。
２．監査役のうち澤田　恒氏、岩﨑和文氏および中尾一彦氏は、社外監査役であります。
３．監査役岩﨑和文氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役中尾一彦氏は、長年銀行に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏および久須勇介氏ならびに監査役のうち澤田　恒氏、岩﨑和文氏および中尾一彦氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

⑵ 当事業年度中の取締役および監査役の異動

①当事業年度中に就任または退任した取締役および監査役

【就任】

氏　名	就　任　日	就任日時点の地位・担当
久須勇介	2023年６月23日	社外取締役
三木公仁	2023年６月23日	取締役 事業戦略部担当、事業戦略部長
中尾一彦	2023年６月23日	社外監査役

【退任】

氏　名	退　任　日	退任事由	退任日時点の地位・担当
秦　雅夫	2023年６月23日	任期満了	社外取締役
石田昭二	2023年６月23日	任期満了	社外監査役

②当事業年度中の取締役の地位、担当の異動

氏　名	異　動　後	異　動　前	異動年月日
丸山明則	代表取締役・専務取締役 総括、地域事業本部・ 東京オフィス担当、 地域事業本部長	代表取締役・専務取締役 総括、地域事業本部・事 業戦略部・東京オフィス 担当、地域事業本部長	2023年６月23日
梅谷榮一	常務取締役 経営企画部担当	取締役 経営企画部担当、 経営企画部長	2023年６月23日

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏および久須勇介氏の５名ならびに監査役である小林健一氏、澤田　恒氏、岩﨑和文氏および中尾一彦氏の４名は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査役ともに５百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑷ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、これら役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

⑸ 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年５月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

１．基本方針

当社は中長期的な視点による経営が重要であると考え、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追求にも配慮したインセンティブが機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」および長期にわたる株主との価値共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととする。

２．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は毎月同額とし、役職位、職責に応じて同業他社や近隣上場企業の水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定する。なお、当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、予め独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、取締役会の決議により決定する。取締役会は、個人別の報酬額の決定について取締役社長に委任することができるが、その内容の決定方法および決定された内容が各報酬の方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申に従っていることを確認する。

３．業績連動報酬の内容およびその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に支給する業績連動報酬は、当該事業年度の個別当期純利益に連動した現金報酬とし、年１回各事業年度の業績確定後に支給する。業績連動報酬の算定方法は

以下のとおりとする。

(1)各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬は当該事業年度の個別当期純利益(10百万円未満切り捨て)に役職位別の指数を乗じた額とし、その総額は53百万円を超えない金額とする。

(2)上記（1）にかかわらず、個別当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支給しない。また、個別当期純利益が1,500百万円を超える場合、上記（1）の計算において個別当期純利益は1,500百万円として計算する。

(3)役職位別の指数は取締役会長0.0106、取締役社長0.0106、専務取締役0.0075、常務取締役0.0052、取締役0.0034とする。

4．株式報酬の内容およびその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に交付する株式報酬は譲渡制限付株式とする。株式報酬の額については、経営に関わる役職位の責任に応じた評価基準にて個人毎に設定した上で、取締役会にて決定する。なお、株式報酬は金銭債権（年間総額40百万円以内）を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で譲渡制限付株式（当社の普通株式とし、年間総数15,000株以内）を交付するものとする。

5．基本報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社は「1．基本方針」のとおりインセンティブが機能するも、インセンティブ割合が過度な配分にならない報酬体系としている。よって、短期的なインセンティブとなる業績連動報酬および中長期的なインセンティブとなる株式報酬が、経営の責任度合いに応じて、上位の役職位ほどウェイトを高める構成とする。

取締役（社外取締役を除く。）の役職位別の報酬割合については、業績連動報酬および株式報酬がそれぞれ上限の支給となった場合に、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬が概ね次の目安になるよう設定する。

役職位	基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
取締役会長・取締役社長	60%	28%	12%
専務取締役	63%	26%	11%
常務取締役	66%	24%	10%
取締役	70%	21%	9%

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	12名 (6名)	213百万円 (31百万円)	145百万円 (31百万円)	52百万円 (−)	16百万円 (−)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	42百万円 (18百万円)	42百万円 (18百万円)	−	−
計 (うち社外役員)	17名 (10名)	256百万円 (49百万円)	187百万円 (49百万円)	52百万円 (−)	16百万円 (−)

(注) 1．報酬等の総額には、2023年６月23日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名および社外監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．業績連動報酬等に係る業績指標は個別当期純利益であり、2024年３月期の実績は1,488百万円であります。当該指標を選定した理由は、業績連動報酬が短期的なインセンティブとして事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。また、業績連動報酬等の額の算定方法は、個別当期純利益（10百万円未満切り捨て）に役職位別の指数を乗じた額とし、その総額は53百万円を超えない金額としております。
4．取締役の報酬限度額は、2021年６月25日開催の第138回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役は５名）であります。
5．監査役の報酬限度額は、2011年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名であります。
6．取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の限度額は、2023年６月23日開催の第140回定時株主総会において年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（社外取締役を除く。）であります。
7．取締役会は、代表取締役長尾　真に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑹ 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（2024年３月31日現在）

区　　分	氏　　名	兼　　職　　の　　状　　況	関　　係
社外取締役	上　門　一　裕	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長	競業関係 建物賃貸借関係
	藤　岡　資　正	該当事項はありません。	
	殿　村　美　樹	株式会社TMオフィス　代表取締役	－
	三　谷　康　生	ワイエムエー株式会社　代表取締役社長	－
	久　須　勇　介	阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社　代表取締役副社長	－
社外監査役	澤　田　　恒	澤田・中上・森法律事務所　主宰	－
	岩　﨑　和　文	岩﨑公認会計士税理士事務所　所長	－
	中　尾　一　彦	該当事項はありません。	

②他の法人等の社外役員の兼職状況等（2024年３月31日現在）

区　　分	氏　　名	兼　　職　　の　　状　　況	関　　係
社外取締役	上　門　一　裕	該当事項はありません。	
	藤　岡　資　正	該当事項はありません。	
	殿　村　美　樹	該当事項はありません。	
	三　谷　康　生	該当事項はありません。	
	久　須　勇　介	該当事項はありません。	
社外監査役	澤　田　　恒	該当事項はありません。	
	岩　﨑　和　文	該当事項はありません。	
	中　尾　一　彦	山陽電気鉄道株式会社　社外監査役	－

③当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	上門一裕	当事業年度開催の取締役会10回すべてに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	藤岡資正	当事業年度開催の取締役会10回すべてに出席し、主に会計・経営学の専門家としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	殿村美樹	当事業年度開催の取締役会10回すべてに出席し、主に地方創生・地域ブランド戦略について企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	三谷康生	当事業年度開催の取締役会10回すべてに出席し、主にM&Aアドバイザリーに携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	久須勇介	当事業年度において、2023年６月23日に取締役に就任してから開催された取締役会８回すべてに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外監査役	澤　田　　恒	当事業年度開催の取締役会10回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	岩　﨑　和　文	当事業年度開催の取締役会10回すべてに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	中　尾　一　彦	当事業年度において、2023年６月23日に監査役に就任してから開催された取締役会８回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会８回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4．会計監査人に関する事項

⑴ **会計監査人の名称**　　EY新日本有限責任監査法人

⑵ **会計監査人の報酬等の額**

区　　分	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（注）本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,446**	**流動負債**	**9,719**
現金および預金	5,966	支払手形および買掛金	966
受取手形、売掛金および契約資産	5,659	電子記録債務	454
商品および製品	661	1年内返済予定の長期借入金	571
仕掛品	263	リース債務	123
原材料および貯蔵品	123	未払金	3,199
分譲土地建物	501	未払法人税等	611
その他	273	未払消費税等	386
貸倒引当金	△4	賞与引当金	1,094
固定資産	**49,624**	役員賞与引当金	55
有形固定資産	**41,144**	その他	2,255
建物および構築物	11,763	**固定負債**	**5,959**
機械装置および工具器具備品	618	長期借入金	1,333
車両	2,109	リース債務	305
土地	25,907	繰延税金負債	1,447
リース資産	363	役員退職慰労引当金	9
建設仮勘定	381	退職給付に係る負債	934
無形固定資産	**288**	その他	1,928
その他	288	**負債合計**	**15,678**
投資その他の資産	**8,191**	**純資産の部**	
投資有価証券	3,850	**株主資本**	**45,393**
退職給付に係る資産	1,925	資本金	3,140
繰延税金資産	486	資本剰余金	2,248
その他	1,980	利益剰余金	40,445
貸倒引当金	△49	自己株式	△440
		その他の包括利益累計額	**1,998**
		その他有価証券評価差額金	1,741
		為替換算調整勘定	△17
		退職給付に係る調整累計額	275
		純資産合計	**47,392**
資産合計	**63,070**	**負債および純資産合計**	**63,070**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**49,480**
売上原価		**38,083**
売上総利益		**11,397**
販売費および一般管理費		**8,252**
営業利益		**3,145**
営業外収益		
受取利息および配当金	90	
仕入割引	28	
助成金収入	79	
その他	69	267
営業外費用		
支払利息	5	
持分法による投資損失	6	
固定資産除却損	18	
関係会社貸倒引当金繰入額	2	
投資事業組合運用損	72	
その他	23	129
経常利益		**3,283**
特別利益		
車両等購入補助金	180	
固定資産売却益	65	246
特別損失		
固定資産除却損	115	
固定資産圧縮損	105	
減損損失	66	286
税金等調整前当期純利益		**3,243**
法人税、住民税および事業税	1,056	
法人税等調整額	△66	990
当期純利益		**2,252**
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,251**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,798**	**流動負債**	**14,482**
現金および預金	3,274	１年内返済予定の長期借入金	547
売掛金	2,578	リース債務	5
商品	369	未払金	1,892
原材料および貯蔵品	82	未払法人税等	303
前払費用	49	契約負債	1,212
短期貸付金	305	預り金	9,413
その他	139	賞与引当金	613
貸倒引当金	△1	その他	492
固定資産	**44,280**	**固定負債**	**4,702**
有形固定資産	**36,270**	長期借入金	1,333
建物	10,046	リース債務	10
構築物	716	繰延税金負債	1,253
機械装置および工具器具備品	376	退職給付引当金	229
車両	1,670	受入保証金	1,710
土地	23,039	その他	163
リース資産	15	**負債合計**	**19,184**
建設仮勘定	406	**純資産の部**	
無形固定資産	**196**	**株主資本**	**30,326**
その他	196	**資本金**	**3,140**
投資その他の資産	**7,813**	**資本剰余金**	**2,237**
投資有価証券	2,696	資本準備金	2,235
関係会社株式	412	その他資本剰余金	1
その他の関係会社有価証券	180	**利益剰余金**	**25,390**
長期貸付金	2,979	利益準備金	307
前払年金費用	1,428	その他利益剰余金	25,082
その他	675	固定資産圧縮積立金	1,721
貸倒引当金	△559	別途積立金	11,395
		繰越利益剰余金	11,965
		自己株式	**△440**
		評価・換算差額等	**1,567**
		その他有価証券評価差額金	1,567
		純資産合計	**31,894**
資産合計	**51,078**	**負債および純資産合計**	**51,078**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**22,140**
売上原価		**17,741**
売上総利益		**4,399**
販売費および一般管理費		**2,709**
営業利益		**1,689**
営業外収益		
受取利息および配当金	213	
関係会社貸倒引当金戻入益	214	
その他	76	504
営業外費用		
支払利息	26	
固定資産除却損	11	
投資事業組合運用損	72	
その他	22	133
経常利益		**2,060**
特別利益		
車両等購入補助金	140	
関係会社事業損失引当金戻入益	18	
その他	8	167
特別損失		
固定資産除却損	141	
固定資産圧縮損	66	
減損損失	42	
関係会社株式評価損	1	251
税引前当期純利益		**1,976**
法人税、住民税および事業税	531	
法人税等調整額	△42	488
当期純利益		**1,488**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年５月24日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗 原 裕 幸

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 中 尾 志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、神姫バス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年５月24日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗 原 裕 幸

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 中 尾 志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神姫バス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月27日

神 姫 バ ス 株 式 会 社　　監 査 役 会

常勤監査役　　小林健一 ㊞

監　査　役　　澤田　恒 ㊞

監　査　役　　岩﨑和文 ㊞

監　査　役　　中尾一彦 ㊞

(注) 監査役 澤田　恒、監査役 岩﨑和文及び監査役 中尾一彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる経営基盤の堅持と株主価値向上のための投資を行うとともに、安定的な配当を維持・拡大することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針のもと業績の動向等を総合的に勘案した結果、１株につき22円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより、先にお支払いしている中間配当金（１株につき17円50銭）と合わせ、年間配当金は１株につき40円となります。

期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類

金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　　金22円50銭

総額135,568,620円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日

2024年６月28日

第２号議案　当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部変更・継続の件

当社は、2006年６月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時総会」といいます。）において、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）が20%以上となることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、直近では2021年６月25日開催の第138回定時株主総会（以下、「第138回定時総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更した上で現在に至っております（以下、第138回定時総会決議による継続後の当該対応方針を「現対応方針」といいます。）。

現対応方針の有効期間は、本定時株主総会までとなっておりますが、当社は、現対応方針継続後、これまでの間、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、現対応方針の見直しを含めた検討を続けてまいりました。

その結果、当社における「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づき、株主、お客様、地域住民、取引先、従業員といった、すべてのステークホルダーの皆様との永続的な共働関係を築きながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めるための施策のひとつとして、大規模買付行為への対応策を引き続き定めておくことが必要不可欠であるとの結論に至り、2024年５月14日開催の当社取締役会において、当社の基本方針の実現に資する特別な取組みの一部変更、現対応方針の内容を一部変更の上、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしましたので、継続のご承認をお願いいたしたく存じます。

なお、現対応方針からの主要な変更点は、大規模買付者から受領した情報の株主の皆様への共有方法を株主総会招集通知とともに送付する方法から、ウェブ開示に変更した点となります。

本対応方針は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得た時点で効力が発生します。

なお、本対応方針の継続を決定した当社取締役会においては、社外取締役５名を含む当社取締役11名が出席し、本対応方針の継続について出席した全取締役が賛成するとともに、社外監査役３名を含む当社監査役４名全員が出席し、本対応方針の継続に賛同しております。

また、当該取締役会で本対応方針の継続を決定した時点において、当社に対して具体的な大規模買付行為の提案または当社の企業価値を毀損するような大規模買付行為がなされているといった事実は認識しておりません。

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記Ⅱ.1.の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることになります。

近時の資本市場においても、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大規模買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において、予めそうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

Ⅱ．当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

1．当社の企業価値の源泉

当社は、1927年の創業以来、公共性の極めて高いバス事業を含む輸送サービスを中核として、地域と深くかかわる幅広い事業を当社グループで営んでおり、2027年で創立100周年を迎えます。当社グループにおける経営の考え方は、地域に密着した企業としての役割の重要性を認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、コロナ禍を契機としたライフスタイルや価値観の変化、不透明な国際情勢、物価高騰、労働力人口の減少などの厳しい状況が続いております。そのような中、2030

年における当社グループのあるべき姿を示した「グループ構想2030」では「まちづくり・地域づくり企業」への進化を掲げ、その実現に向けて第10次中期経営計画（2022年度～2024年度）を策定・実行しております。当該計画に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、『利益水準の回復と事業構造改革』を掲げ、重点戦略として、①神戸エリアでの路線拡充、観光周遊バスの充実をはじめとする事業拡大、②中山間地での地域に適した交通体系への転換と地域密着サービスの提供によるサステナブルな事業モデル確立、③不動産業の拡大、④ノンコアかつ不採算事業はグループ内再編による効率化・収益力強化または売却・撤退、⑤未来への成長投資の実行（人材・環境・デジタル分野）を着実に推し進めております。

当社を中核とする神姫バスグループが、その企業理念とバス事業者としての公共的使命およびこれらを背景とするビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした事業セグメント、具体的には車両物販・整備業、不動産業、旅行貸切業などを中心に拡充を図ることが必要不可欠と考え、地域社会と一体となって地域の価値向上や地域の活性化に取り組むことにより、当社グループの顧客を増加させることに努めております。

今後もこの方針を継続し、当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営、そして当社グループ全体では、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることができる最適な事業ポートフォリオを構築することが重要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

2．コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

具体的には、当社の取締役11名のうち、５名については独立性を有する社外取締役としており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。そして、2021年４月27日より、委員の過半数を独立社外役員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役、監査役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明化および客観性を担保することによって、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図っております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、常勤監査役１名および独立役員として東京証券取引所に届け出を行った社外監査役３名の計４名体制で、監査機能の強化を図っております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本対応方針の継続の目的

（１）　当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様に直接的にご判断いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

（２）　さらに、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えますと、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

（３）　以上のとおり、大規模買付行為は、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上にとり、重大な影響を有することから、上記Ⅰ.の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を踏まえた対応方針をあらかじめ明確にしておくことが株主共同の利益の確保・向上を図ることに資すると考え、本対応方針を継続するものであります。

２．本対応方針の概要

（手続の流れの詳細は以下のとおりですが、概要を理解いただくため、添付資料１の「大規模買付ルールの概要」と題する書面もあわせてご参照下さい。）

（1）大規模買付ルールの内容

ア．大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については株主の皆様に直接的にご判断いただくことが望ましいと考えております。

大規模買付行為のうち、限られた期間内で大規模買付行為に応じるか否かの判断を行う必要がある公開買付けについては、株主の皆様に必要かつ十分な情報をご提供し、大規模買付行為の是非を直接的にご判断いただく機会として株主総会を開催するため、また、当社取締役会が買付提案に対する代替案の立案等を行う時間的余裕に乏しく、当社取締役会から株主の皆様に対する十分な情報提供が行われないという事態や熟慮期間が確保されないという事態を可及的に防止し、株主共同の利益の確保・向上を実現するため、その時点において有効な法令上の最長期間を公開買付期間として要請することが合理的であると考えております。また、公開買付け以外の方法による大規模買付行為についても、当該大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様のご判断に委ねられているものの、かかる判断を行うために、当社取締役会として、株主の皆様のために、可能な限り大規模買付行為に関して十分な情報提供をするなどの対応を採る必要があると考えております。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会において、本対応方針の継続に関する議案について、株主の皆様からのご承認が得られることを条件として、大規模買付行為に関して以下の大規模買付ルールを設定し、大規模買付者に対して、当該大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたします。

【大規模買付ルール】

① 大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。

② 大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

イ．大規模買付情報の確保への当社取締役会の活動

当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付ルールの順守の有無にかかわらず、大規模買付者から大規模買付者および大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は、その意見および代替案の検討のために、弁護士、公認会計士または学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等を得るように努めるものとします。

特に、大規模買付ルール①に従って、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、株主の皆様への情報提供として、大規模買付者から受領した大規模買付情報については、随時、当社ウェブサイトにおいて開示することといたします。

なお、当社取締役会としては、大規模買付情報として、以下のような情報を取得することを考えております。

【当社ウェブサイト】
https://www.shinkibus.co.jp/

【大規模買付情報の例】
① 大規模買付者の詳細
② 大規模買付行為の目的、方法および内容
③ 買付対価の算定根拠
④ 買付対価の資金の裏付け
⑤ 大規模買付行為完了後の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等
⑥ 大規模買付行為完了後の当社の従業員、取引先、顧客、地域社会等当社の利害に関係する者の処遇
⑦ その他、当社取締役会が必要と判断した情報

当社取締役会としては、大規模買付情報の取得および大規模買付者との交渉等に努め、また、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示します。

特に、大規模買付ルールが順守され、下記（2）ア.に従って、当社株主総会が開催される場合には、株主総会開催日までに、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示いたします。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではありません。例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルール①に従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるとの理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることになります。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

ア．公開買付けによる大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為（当社取締役会の同意を得ることなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為を指すものとし、（2）ア.においては同じとします。）によって、当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要され、不本意な形で大規模買付行為に応じ、保有する株式を売却せざるを得ない事態を可及的に防止するために、公開買付期間満了前に株主総会を開催いたします。当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者および当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式１株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程いたします。

株主の皆様には、当該大規模買付行為に関する買付提案および当社取締役会が外部専門家の意見、助言等も参考にした上で提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮いただいた上で、株主総会において、大規模買付行為に対する賛否の意思を新株予約権無償割当ての議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。すなわち、当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対若しくは賛同できない株主の皆様には、新株予約権無償割当ての議案に賛成していただくことになります。

具体的な手続としては、大規模買付行為が行われた場合、当社取締役会は、一定の基準日を前提に、株主総会で議決権を行使することのできる株主様を確定いたします。なお、株主の皆様に大規模買付行為の是非を判断していただく必要があるため、当該株主総会は公開買付期間満了前に開催することといたします。

当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対若しくは賛同できない株主様が一定数を超え、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもって大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合は、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式１株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様に無償で割り当てられることになります（割り当てられる新株予約権の概要につきましては添付資料２をご参照下さい。）。

これに対し、基準日時点における株主の皆様が新株予約権の無償割当てに関する議案を否決された場合、すなわち、大規模買付者による大規模買付行為を是認した場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを行うことはできません。

当社取締役会は、以上のように株主総会を開催し、株主の皆様に大規模買付行為の是非をご判断いただくために、株主総会の開催日までの間、大規模買付行為者から情報を取得し、取締役会としての意見の集約に努めてまいります。

なお、大規模買付情報の提供については、上記（1）イ.のとおり、随時当社のウェブサイトにて開示いたします。その他、大規模買付情報については、株主総会当日における資料提供または口頭による説明を行うこともございます。

イ．公開買付け以外の方法による大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール②を順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等を得て、かかる意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見および代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。株主の皆様には、大規模買付情報および当社取締役会の意見等に基づいて、当該大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただきます。

（3）大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守しない場合、株主の皆様に当社取締役会の同意を得ることなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為の妥当性を直接ご判断いただく株主総会の開催が困難となります。

また、大規模買付ルール②が順守されない場合、当社および当社グループの事業特性を踏まえた上での十分な情報を確保し、当該情報に基づいて十分な分析を加えた上で、公開買付け以外の方法による大規模買付者による大規模買付行為の妥当性を株主の皆様にご判断いただくことは容易ではありません。

そこで、当社取締役会は、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。当該決議に基づいて、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式１株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様に割り当てられます。

ただし、当社取締役会は、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、当該大規模買付行為について検討し、当該大規模買付行為が、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為であり、対抗措置の発動が必要でないまたは相当でないと当社取締役会が合理的に判断した場合には、新株予約権の無償割当ては行わないものとします。ここで、「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」とは以下の（4）に定める条件の全てを満たす場合をいいます。

（4）「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」の条件

ア. 真に当社の経営に参加する意思がある、あるいは株価をつり上げて高値で当社関係者に当社株券等を引き取らせる目的がないこと（いわゆるグリーンメーラーに該当しないこと）

イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させる目的がないこと

ウ. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定がないこと

エ. 当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的、および一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的がないこと

オ. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の金額、種類および内容、買付行為の時期、方法、違法性の有無および実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分なものではなく、かつ不適切なものでもないこと

カ. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主の判断の機会および自由を制約する買付行為に該当せず、事実上も、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがないこと（ただし、当社株券等の部分的公開買付けであることをもって当然に強圧的二段階買付行為等に該当すると判断するものではありません。）

キ. 大規模買付者による支配権の取得および支配権の取得後における当社の従業員、顧客その他の利害関係者の処遇方針等により、株主はもとより、従業員、顧客その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損のおそれがなく、かつ当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがないこと

ク. 大規模買付者による買付後の経営方針および事業計画等の内容が十分かつ適当であるため、運輸事業の安全性および公共性並びに利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれがないこと

（5）以上の手続に従って、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合または当社取締役会において新株予約権の無償割当てに関する決議を行った場合であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合もしくは対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、改めて検討し、当該大規模買付者の大規模買付行為が上記（4）ア.乃至ク.の全ての要件を満たし、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為に該当すると判断した場合には、発動した対抗措置の中止または撤回等を決定する場合があります。当社取締役会が、対抗措置の中止または撤回等の決定を行った場合には、当社は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

3．本対応方針が株主の皆様および投資家に与える影響等

（1）本対応方針の継続承認時に与える影響

本対応方針は、導入時点と同様、その継続が承認された時点においても新株予約権の発行自体を行いませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はございません。

なお、上記2.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社取締役会の対応方針が異なります。特に、大規模買付ルールに従って公開買付けが行われた場合には、一定の基準日を前提に株主総会を開催することになりますが、当該株主総会において議決権を行使していただくためには、基準日までに当社株主として株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意下さい。

（2）新株予約権の無償割当て時に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守したものの、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が株主の皆様により承認された場合、あるいは、大規模買付者が大規模買付ルール①または②を順守せず、当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権無償割当てに関する議案を承認した場合、新株予約権の無償割当てが行われることになります。

かかる場合、基準日時点における株主の皆様に対して、当社取締役会または株主総会が定めた一定の日を効力発生日として、その保有株式数に応じて新株予約権が無償で割り当てられることとなりますが、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社取締役会または株主総会が別途定める一定の日において、当社株式１株と引き換えに新株予約権を取得されれば、議決権比率が低下することはありません。他方、大規模買付者等については、当社による新株予約権の取得が行われないため、議決権比率および持分の経済的価値は低下いたします。

なお、上記2.（5）のとおり、当社取締役会または株主総会の決議に基づいて新株予約権無償割当てがなされた場合であっても、その後の事情の変化により、大規模買付者等に対して対抗措置を発動する必要がなくなったと当社取締役会が合理的に判断した場合には、割り当てられた新株予約権全てを無償で当社が取得した上で、消却することがあります。かかる場合には議決権比率が低下することはありません。しかしながら、当社が大規模買付者等に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式１株が交付されることを前提として株式の売買を行っていた株主の皆様には、株価の変動により経済的な損失が生じる可能性がございます。

（3）新株予約権の無償割当てに伴って必要となる手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会または株主総会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続をしていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会または株主総会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、株主名簿への記録が完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

なお、新株予約権の無償割当てを行った場合には、株主の皆様に対して、会社法第279条第２項に従って新株予約権の無償割当ての効力が発生した日後遅滞なく、新株予約権の内容等について通知いたします。

（4）新株予約権の当社による取得に伴って必要となる手続

当社が、新株予約権を取得する場合は、当社取締役会または株主総会が定めた一定の日に法定の手続に従って新株予約権が取得され、それと引き換えに当社株式１株が株主の皆様に交付されることとなりますが、新株予約権を取得する際に、ご自身が大規模買付者等に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

（5）その他

上記（1）乃至（4）のほか、新株予約権の割当て方法、当社による新株予約権の取得方法等につきましては、当社取締役会または株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案の承認決議が行われた後、株主の皆様に対して通知または公表いたしますので、その内容をご確認下さい。

また、当社が大規模買付行為に対する対抗措置を講じることを決定した場合または対抗措置の発動を決定した後に当該対抗措置の中止または撤回等を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

Ⅳ．上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

１．基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記Ⅱ.の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

２．基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

（1）当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、一定の対抗措置を採ることとして、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

（2）当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

ア．株主の皆様の意思をより直接的に反映する仕組みであること

本対応方針は、（ⅰ）第123回定時総会において、買収防衛策に係る定款変更案および当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、直近では第138回定時総会において、当初対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただき現在に至っております。さらに、本定時株主総会において、株主の皆様からご承認いただくことを本対応方針の継続の効力発生条件としており、本対応方針につき、株主の皆様の意思が反映される機会を保証しております。

また、（ⅱ）大規模買付ルール①に従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

さらに、（ⅲ）本対応方針の有効期間は、2027年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。

これに加え、（ⅳ）当社定款第41条（定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項とします。）に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができることから、本対応方針の有効期間中であっても株主の皆様の意向を反映できるものと考えております。

また、（ⅴ）当社では、第123回定時総会において取締役の任期を１年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただき、取締役の任期を１年としています。そのため、2006年度以降、当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会またはその後に開催される取締役会において、随時、当初対応方針および現対応方針の継続または改廃について決議することができる仕組みが確保されておりました。また、現対応方針の継続が決議された2021年度以降も当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会またはその後開催される取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃について決議することができるとする同様の仕組みが確保されておりますので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意向をより直接的に反映することができると考えております。

イ．客観的合理的な要件の設置等、取締役会の恣意性を排除する措置がなされていること

本対応方針は、上記Ⅲ.2.（1）ア.に記載のとおり客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定しています。また、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、上記Ⅲ.2.（3）および（4）に記載のとおり客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

ウ．デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記ア.に記載のとおり、当社取締役の任期は１年であり、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃の決議を行うことができます。

このように、本対応方針は、デッド・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスロー・ハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）のいずれでもありません。

エ．買収防衛策に関する各指針等に適合していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年５月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、加えて、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収への対応方針の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本対応方針は、企業価値研究会が2008年６月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2015年６月１日付で公表し、2021年６月11日付で改定された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」および経済産業省が2023年８月31日付で公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」の趣旨を踏まえた内容になっております。

以上の理由により、当社取締役会は、上記Ⅲ.の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

このように、本対応方針は、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保・向上させる取り組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えておりますが、今後も法改正等の動向を踏まえて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、本対応方針の合理性をさらに高めていくための制度設計に尽力してまいります。

（注１）特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または

(ii) 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注２）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、特定株主グループが注１(i) の場合には、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者および共同保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または特定株主グループが注１ (ii) の場合には、当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注３）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等または同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

添付資料１

大規模買付ルールの概要

【大規模買付ルール】
①大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。
②大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

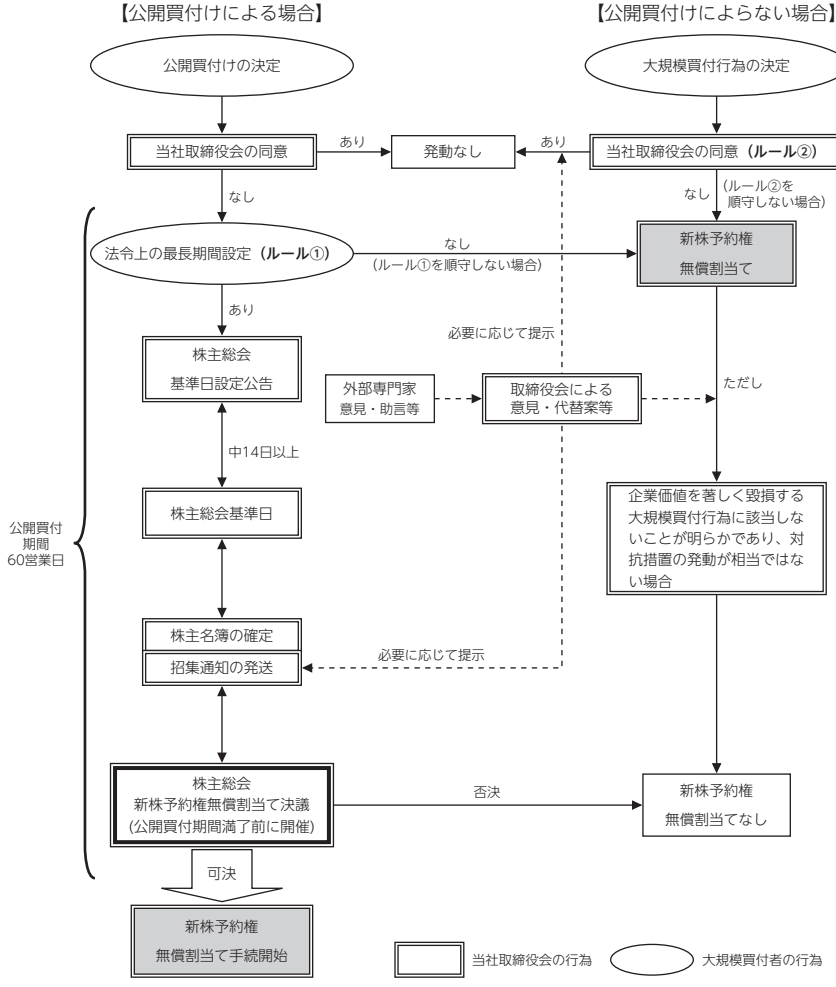

添付資料２

新株予約権無償割当てをする場合の概要

１．新株予約権の総数
新株予約権無償割当てに関する当社取締役会または当社株主総会において定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が保有する当社自己株式を除く。）と同数の新株予約権を割り当てるものとする。

２．新株予約権の割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対して、その保有株式（ただし、当社の保有する当社自己株式を除く。）１株につき新株予約権１個の割合で、新株予約権を割り当てるものとする。

３．新株予約権の目的たる株式の種類および数
（１）新株予約権の目的たる株式の種類は、当社普通株式とする。
（２）新株予約権１個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式１株とする。ただし、新株予約権の発行後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他の場合においては、目的となる株式の数を調整するものとする。

４．新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会または当社株主総会において別途定める。

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は新株予約権の行使により発行される株式１株あたり１円以上で当社取締役会または当社株主総会が定める金額とする。

６．新株予約権の行使期間
新株予約権の割当期日以降で当社取締役会または当社株主総会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が銀行休業日に該当するときは、その後最初に到来する銀行営業日を最終日とする。

7．新株予約権の行使の条件

当社株主の中で、大規模買付者（大規模買付ルールを順守せず、かつ当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の全ての条件を満たした大規模買付者を除く。以下、本項において同じ。）または大規模買付者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除く。）もしくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」という。）は新株予約権を行使することができないものとする。

8．当社による新株予約権の取得

（1）当社は、上記6.に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には、当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

（2）当社は、当社取締役会または当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、大規模買付者等が保有する新株予約権を除いて、新株予約権１個につき当社普通株式１株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。なお、当社は、かかる取得の日以降、大規模買付者等以外の者が存在すると認める場合には、当社取締役会において、別途一定の日をもって、新株予約権１個につき当社普通株式１株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。

9．譲渡制限

新株予約権は当社取締役会の承認がない限り譲渡できないものとする。

10．その他

上記のほか、新株予約権の行使条件等その他必要な事項については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとする。

第３号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当	
1	長尾　　真	代表取締役社長	再任
2	丸山　明則	代表取締役・専務取締役 総括、地域事業本部・東京オフィス担当、 地域事業本部長	再任
3	横山　忠昭	常務取締役 バス事業部・次世代モビリティ推進室担当	再任
4	梅谷　榮一	常務取締役 経営企画部担当	再任
5	上門　一裕	取締役	再任　社外　独立
6	藤岡　資正	取締役	再任　社外　独立
7	殿村　美樹	取締役	再任　社外　独立
8	三谷　康生	取締役	再任　社外　独立
9	久須　勇介	取締役	再任　社外　独立
10	井村　在宏	取締役 総務部・人事部担当、総務部長・人事部長	再任
11	三木　公仁	取締役 事業戦略部担当、事業戦略部長	再任

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

長尾　　真（ながお まこと）

再任



生年月日
1959年７月23日生

所有する当社株式の数
16,576株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位

1982年４月　当社入社
2005年６月　当社取締役企画部長（現経営企画部長）
2009年６月　当社常務取締役
2012年６月　当社専務取締役
2013年６月　当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社　取締役
公益社団法人兵庫県バス協会　会長

取締役候補者とした理由

長尾　真氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、2013年６月からは代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。
以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

丸山　明則（まるやま あきのり）

再任



生年月日
1958年５月16日生

所有する当社株式の数
8,852株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位

1981年３月　当社入社
2006年６月　当社取締役バス事業部長
2009年６月　当社常務取締役
2013年６月　当社専務取締役
2017年６月　当社代表取締役社長・専務取締役（現任）
2022年４月　当社地域事業本部長（現任）

当社における担当

総括、地域事業本部・東京オフィス担当

取締役候補者とした理由

丸山明則氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、2013年６月からは専務取締役、2017年６月からは代表取締役社長・専務取締役として事業全般を統括しております。
以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

横山　忠昭（よこやま ただあき）

再任



生年月日
1971年10月18日生

所有する当社株式の数
2,438株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位

1994年４月　当社入社
2014年４月　当社企画部長（現経営企画部長）
2016年６月　当社取締役企画部長
2017年６月　当社取締役バス事業部長
2021年６月　当社常務取締役（現任）

当社における担当

バス事業部・次世代モビリティ推進室担当

取締役候補者とした理由

横山忠昭氏は、2014年４月から経営戦略・財務等を担う企画部長を務め、2017年６月からは当社の主たる事業であるバス事業を統括管理するなど、企業経営・バス事業の分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。
また、2016年６月からは当社の取締役、2021年６月からは当社の常務取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

梅谷　榮一（うめたに えいいち）

再任



生年月日
1963年７月８日生

所有する当社株式の数
2,359株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位

1987年４月　当社入社
2015年５月　神姫クリエイト株式会社（現神姫Bizプロデュース株式会社）代表取締役社長
2017年５月　株式会社スイム代表取締役社長
2021年６月　当社取締役経営企画部長
2022年４月　神姫フードサービス株式会社代表取締役社長
2023年６月　当社常務取締役（現任）

当社における担当

経営企画部担当

取締役候補者とした理由

梅谷榮一氏は、主に当社経営企画部門、バス事業部門でキャリアを積んだのち、当社子会社の代表取締役を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。
また、2021年６月からは当社の取締役、2023年６月からは当社の常務取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

上門　一裕（うえかど かずひろ）

再任　社外　独立



生年月日
1958年３月22日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位

1980年４月　山陽電気鉄道株式会社入社
2005年６月　同社取締役
2008年６月　同社常務取締役
2009年６月　同社代表取締役社長（現任）
2013年６月　阪神電気鉄道株式会社取締役
2013年６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。
また、2013年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

藤岡　資正（ふじおか たかまさ）

再任　社外　独立



生年月日
1976年12月11日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位

2007年12月　チュラロンコン大学サシン経営大学院会計学担当教員（現任）
2017年４月　SEKISUI HEIM REAL ESTATE (THAILAND) CO.,LTD.取締役
2019年６月　当社取締役（現任）
2020年４月　明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授（現任）
2022年１月　早稲田大学ビジネススクール客員教授（現任）
2022年４月　明治大学専門職大学院教務主任（現任）

重要な兼職の状況

明治大学専門職大学院教務主任

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤岡資正氏は、国内外のビジネススクールで教授職を務めるなど会計・経営学に精通し、また、多数の企業のコンサルティングを行うなど、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。
また、2019年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

殿村　美樹（とのむら みき）

再任　社外　独立



生年月日
1961年2月26日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位

1983年４月　株式会社福寿園入社
1992年１月　株式会社TMオフィス代表取締役（現任）
2015年４月　同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム嘱託教員（現任）
2017年４月　内閣府地域活性化伝道師（現任）
2019年１月　一般社団法人地方PR機構代表理事（現任）
2020年６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社TMオフィス　代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

殿村美樹氏は、地域・企業活性化に関する公職を務めるなど地方創生・地域ブランド戦略に精通し、また、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。
また、2020年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化と当社のダイバーシティ経営の促進に期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

三谷　康生（みたに やすお）

再任　社外　独立



生年月日
1967年5月27日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位

1990年４月　株式会社日本興業銀行入行
2007年10月　株式会社日本M&Aセンター執行役員
2012年４月　同社執行役員大阪支社長
2016年１月　株式会社ジャパンM&Aアドバイザー代表取締役社長
2019年３月　ワイエムエー株式会社代表取締役社長（現任）
2021年６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

ワイエムエー株式会社　代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三谷康生氏は、M&Aアドバイザリーのスペシャリストとして、様々な業界に精通し、また、企業経営や財務などに関する豊富な知識・経験を有しております。
また、2021年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化に期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 9

久須　勇介（くす ゆうすけ）

再任　社外　独立



略歴、当社における地位

1984年４月　阪神電気鉄道株式会社入社
2006年６月　阪神バス株式会社代表取締役社長
2013年４月　阪神電気鉄道株式会社取締役
2017年12月　同社常務取締役
2018年４月　阪急阪神不動産株式会社代表取締役副社長
2020年４月　阪神電気鉄道株式会社専務取締役
2023年４月　同社代表取締役社長（現任）
2023年６月　阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役副社長（現任）
2023年６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長
阪急阪神ホールディングス株式会社　代表取締役副社長

生年月日
1961年６月17日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
8/8回（2023年６月23日就任後）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

久須勇介氏は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。
また、2023年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化に期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 10

井村　在宏（いむら まさひろ）

再任



略歴、当社における地位

1994年４月　当社入社
2018年６月　当社人事部長
2019年５月　しんきエンジェルハート株式会社代表取締役社長（現任）
2020年６月　当社取締役人事部長
2021年６月　当社取締役総務部長・人事部長（現任）

当社における担当

総務部・人事部担当

重要な兼職の状況

しんきエンジェルハート株式会社　代表取締役社長

生年月日
1971年３月26日生

所有する当社株式の数
2,060株

取締役会出席状況
10/10回

取締役候補者とした理由

井村在宏氏は、主に総務・人事分野の業務に携わり、2018年６月からは当社の人事部長、2021年６月からは当社の総務部長を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。
また、2020年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 11　**三木　公仁**（みき きみひと）　再任



略歴、当社における地位

2001年４月　当社入社
2016年４月　当社事業戦略部バンコクオフィス所長
2017年11月　Shinki International Co.,Ltd. 代表取締役社長（現任）
2023年６月　当社取締役事業戦略部長（現任）

当社における担当

事業戦略部担当

重要な兼職の状況

Shinki International Co.,Ltd.　代表取締役社長

生年月日
1973年７月１日生

所有する当社株式の数
924株

取締役会出席状況
8/8回（2023年６月23日就任後）

取締役候補者とした理由

三木公仁氏は、主に当社経営企画部門でキャリアを積んだのち、タイのバンコクにて当社が出資する現地法人で代表を務めるなど、豊富な知識とグローバルで幅広い知見を有しております。

また、2023年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。また、同社が保有する不動産について、当社と賃貸借契約を締結しております。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏および久須勇介氏は、社外取締役候補者であります。
３．上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏および久須勇介氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって上門一裕氏が11年、藤岡資正氏が５年、殿村美樹氏が４年、三谷康生氏が３年、久須勇介氏が１年であります。
４．上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏および久須勇介氏は現在当社の社外取締役であり、当社は５名との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。５名の再任が承認された場合は、当社は５名との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏および久須勇介氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。５名の再任が承認された場合は、当社は引き続き５名を独立役員とする予定であります。
６．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役澤田　恒氏および岩﨑和文氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1　**澤 田　　恒**（さわだ ひさし）　再任　社外　独立



生年月日
1947年５月26日生

所有する当社株式の数
454株

取締役会出席状況
10/10回

監査役会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

1976年３月	最高裁判所司法研修所修了
1976年４月	大阪弁護士会登録
1978年３月	神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会）登録換、澤田法律事務所主宰
1994年６月	大和工業株式会社監査役
2006年６月	当社監査役（現任）
2019年５月	澤田・中上・森法律事務所主宰（現任）
2019年６月	和田興産株式会社取締役（監査等委員）

重要な兼職の状況

澤田・中上・森法律事務所主宰　弁護士

社外監査役候補者とした理由

澤田　恒氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、大和工業株式会社の監査役や和田興産株式会社の取締役（監査等委員）を務めたほか、弁護士の経歴を通じて法律の専門家としての経験・見識を有しております。

また、2006年６月からは当社の社外監査役として、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監査していただくなど、その経験と知見による当社の経営の適法性・効率性の確保を期待して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 **岩﨑　和文**（いわさき かずふみ） 再任 社外 独立



生年月日
1948年４月19日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
10/10回

監査役会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

1975年11月	監査法人大成会計社（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1979年３月	公認会計士登録
2005年７月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員神戸事務所長
2005年７月	岩﨑公認会計士税理士事務所長（現任）
2010年７月	株式会社増田製粉所監査役
2011年５月	株式会社エコリング監査役（現任）
2013年３月	多木化学株式会社監査役
2014年６月	虹技株式会社取締役
2017年６月	一般財団法人神戸みのりの公社（現神戸農政公社）監事（現任）
2022年６月	当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

岩﨑公認会計士税理士事務所　所長

社外監査役候補者とした理由

岩﨑和文氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士として培った財務および会計についての経験、見識を有しております。

また、2022年６月からは当社の社外監査役として、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監査していただくなど、その経験と知見による当社の経営の適法性・効率性の確保を期待して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社と両候補者との間には、特別の利害関係はありません。
２．澤田　恒氏および岩﨑和文氏は、社外監査役候補者であります。
３．澤田　恒氏および岩﨑和文氏の当社社外監査役在任期間は、本株主総会終結の時をもって澤田　恒氏が18年、岩﨑和文氏が２年であります。
４．澤田　恒氏および岩﨑和文氏は現在当社の社外監査役であり、当社は両氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、澤田　恒氏および岩﨑和文氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
６．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償

請求がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第３号議案および第４号議案が原案どおり可決された場合の当社の取締役および監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

	氏　　名	1．地域活性化(バス・観光)	2．商品開発、マーケティング	3．経営経験	4．財務・会計	5．法務・リスクマネジメント	6．人事・労務・人材開発
取締役	長尾　　真	●	●	●			
	丸山　明則	●		●			●
	横山　忠昭	●	●		●		
	梅谷　榮一	●	●		●		
	上門　一裕	●		●		●	
	藤岡　資正		●		●		●
	殿村　美樹	●	●	●			
	三谷　康生		●		●	●	
	久須　勇介	●		●		●	
	井村　在宏	●				●	●
	三木　公仁			●	●	●	
監査役	小林　健一				●	●	
	澤田　　恒					●	●
	岩﨑　和文				●	●	
	中尾　一彦			●	●	●	

（注）当社取締役会が特に期待するスキルにチェックをしており、各役員の有する全ての個人の知見や経験を表すものではありません。

株主総会会場ご案内図

会場：姫路市南駅前町100番地
ホテル日航姫路　３階光琳の間
TEL (079)222－2231



交通：ＪＲ（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ
※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関を
ご利用いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT